

多様な活動の森における国民参加の森林づくり活動の公表

千葉森林管理事務所は、下記のとおり多様な活動の森における森林づくり活動の協定の締結をしたので公表します。

記

1 協定相手方の名称

団体名 南房総市久枝区

一般財団法人日本森林林業振興会 東京支部

2 「久枝海岸の森」の概要

(1) 位 置 千葉県南房総市久枝 仙水国有林 1 2 0 い 1 林小班外

(2) 面 積 3 . 5 1 ha

(3) 主な活動内容 軽微な下草刈り及び枝払い等の海岸林整備
海岸林内及び周辺の美化活動

3 協定項目

別添「協定書」(写) のとおり

令和2年3月4日

千葉森林管理事務所長

担 当：森林ふれあい

電 話：0 4 3－2 4 2－4 6 5 6

多様な活動の森における海岸林の美化活動に関する協定書 (久枝海岸の森)

関東森林管理局長（千葉森林管理事務所）（以下「甲」という。）と南房総市久枝区
区長（以下「乙」という。）及び一般財団法人 日本森林林業振興会 東京支部 支部長（以下
「丙」という。）は、多様な活動の森において「国有海岸林の保安林機能等を維持・増
進するとともに、環境美化等にも貢献するため、①保安林機能の維持・増進のための
軽微な下草刈り及び枝払い等の海岸林整備、②景観保持のための海岸林内及び周辺の
美化活動等（以下「海岸林の美化活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結し、
信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協
力により、本協定に基づく多様な活動の森においては「海岸林の美化活動」が円滑に
実施されることを目的とする。

第2（多様な活動の森の名称、位置及び面積）

甲は、千葉森林管理事務所 仙水国有林 120い1林小班外の3.51haを多様
な活動の森として乙及び丙に活動させるものとする。

なお、多様な活動の森の名称は、「久枝海岸の森」とする。

第3（全体活動計画書の提出）

乙及び丙は、活動の実施にあたって、別紙様式1により全体活動計画を作成し、甲
と調整した上で、協定締結のあった日から14日以内に甲に提出するものとする。

第4（年間活動計画書の提出）

乙及び丙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式2により年間活動計画を作
成し、甲と調整の上、前年度末までに提出するものとする。なお、初年度にあつては
活動を実施する前までに甲に提出するものとする。また、年度途中で活動内容を著し
く変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

第5（活動実績の報告）

乙及び丙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年度末までに甲に報告
するものとする。

第6（活動の実施）

- 1 乙及び丙は、別紙様式1及び2の計画に沿って活動を実施するものとする。
- 2 甲、乙、丙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に
努めるものとする。
- 3 乙及び丙は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられ
ている場合にあつては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

第7（入林の際の連絡・調整）

乙及び丙は、入林する場合にあつては、甲にその都度、事前に当日の責任者名、入
林者数、活動内容、入林期間等を書面（FAXによる場合を含む。）等により連絡し、
必要な調整を行うものとする。また、乙及び丙は、責任者に活動参加者名簿を携行さ
せるものとする。

第8（安全確保等の措置）

- 1 乙及び丙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故
の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等に

ついて万全を期すること。

- 2 乙及び丙は、本協定に基づく活動の参加者の安全を確保する責任を負うものとする。
万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくこととする。

第9（経費の負担）

活動の実施に要する経費は、乙及び丙が負担するものとする。

第10（立木竹等の所有権等の権利）

乙及び丙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

第11（施設の設置等）

- 1 乙及び丙は活動に必要な施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであって、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等についてあらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。
- 2 乙及び丙は、活動が終了した場合には、設置した施設を収去するものとする。ただし、甲がその必要がないと認めたときはこの限りではない。

第12（法令等の遵守）

乙及び丙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

第13（山火事防止等の措置）

- 1 乙及び丙は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊若しくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。
- 2 乙及び丙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期すとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 乙及び丙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

第14（損害賠償）

乙、丙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

第15（活動の円滑な実施への協力）

甲は、活動が円滑に実施されるよう、活動の開始に当たっての現地案内及び説明並びに活動計画の策定に当たっての助言等の協力を行うものとする。

第16（多様な活動の森の適切な管理）

甲は、多様な活動の森が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

第17（協定の破棄等）

- 1 甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は乙及び丙に事前に通知するものとする。
 - (1) 活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合
 - (2) 協定に基づいた森林づくり活動の実施の見込みがなく、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと甲が認める場合であって、乙及び丙から甲に対し別紙様式4による協定解消に係る申請がない場合又は申請内容が妥当と認められない場合
 - (3) 多様な活動の森の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合

- (4) 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
- (5) 協定締結による国民参加の森林づくり実施要領第5の2の団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
- (6) 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合

2 乙及び丙は、やむを得ない事情により協定に基づいた森林づくり活動の実施が困難となった場合又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じた場合で、今後の活動実施の見込みがない場合、別紙様式4により協定解消の申請書を甲に提出するものとする。甲は乙及び丙からの申請内容が妥当と認められる場合、当該協定を解消するものとする。

第18（協定の有効期間）

- 1 この協定は、令和 **2** 年 **3** 月 **4** 日から令和2年3月31日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定は、乙及び丙から活動の申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。ただし、令和2年4月1日の更新に限り、令和2年4月1日から令和7年3月31日まで協定を継続更新（自動更新）するものとする。

第19（その他必要と認められる事項）

この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、甲、乙、丙及び立会人記名押印の上、各自その1通を保有する。

立会人は、この協定が誠実に履行されるよう推奨するとともに、「久枝海岸の森」美化活動の円滑な実施が図られるよう協力するものとする。

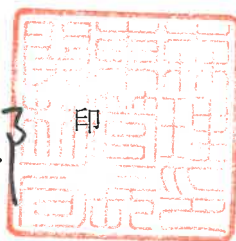
令和 2 年 3 月 4 日

(甲) 千葉県千葉市稲毛区稲毛1-7-20

関東森林管理局長
(千葉森林管理事務所)

藤藤伸郎

印

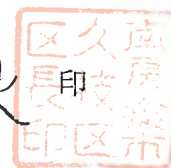


(乙) 千葉県南房総市久枝512-1

南房総市久枝区 区長

能重千秋

印



(丙) 東京都江東区東陽5-12-7

一般財団法人 日本森林林業振興会
東京支部 支部長

金 健司

印



(立会人) 千葉県南房総市富浦町青木28

南房総市長

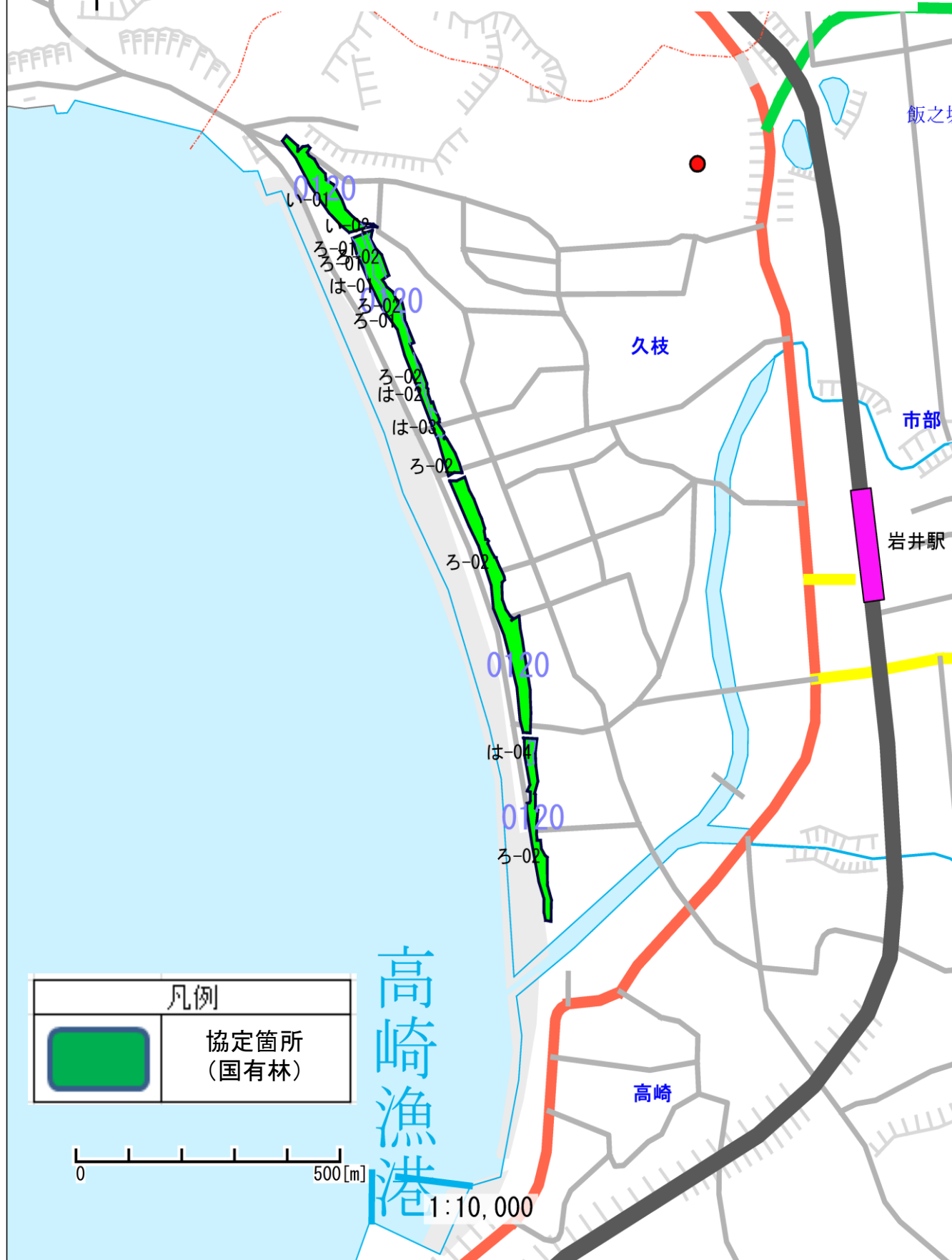
石井 祐

印



協定締結による国民参加の森林づくり
多様な活動の森:「久枝海岸の森」
案内図

選定場所 : 千葉県南房総市(富山町大字)久枝字仙水
仙水国有林120林班い1小班外 3.5ha



協定締結による国民参加の森林づくり 多様な活動の森：「久枝海岸の森」 位置図

選定場所：千葉県南房総市(富山町大字)久枝字仙水
仙水国有林120林班い1小班外 3.5ha

